


# イギリス人の目から見た 「中国屈辱の百年」の始まり 本野英一



イギリス外務省記録 (FO17)からどのようなことが明らかにできるのか

## イギリス外務省記録 (FO17)の魅力

- 全部で1768冊の巨大な史料群 (1815~1905年) ∴ 一人で全てを読み切ることは不可能。何らかの基準を設定して読むファイルを選択する必要あり。
- 従来は、政治外交史の史料として、とりわけ「治外法権制度」確立 (1815~1860年) までしか注目されなかったが、ここでは、それ以降の時期 (1860~1905年) について、対外経済史研究の立場から三つの事例を紹介。

# イギリス国立公文書館 (The National Archives)



# イギリス国立公文書館 (The National Archives)



# 私の問題意識

1. 明王朝末期以来、中国と西洋国民国家は、恒常的に交流すると、なぜ相手に対して抜きがたい不信感を抱くようになるのか？：(1)17～18世紀のキリスト教布教問題、(2)19世紀の「治外法権制度」、(3)20世紀の光緒新政→日中戦争、(4)アメリカ・日本との国交正常化→現在。
2. 「治外法権制度」が施行されていたのは、広大な中国大陸のごく一部に過ぎなかった。清朝政府はある時期までこれを放置しておきながら、なぜある時期からその回収を叫ぶようになったのか？

# 私の問題意識

3. 中国側の視点で見た西洋国民国家文明：中国人が誇りにする古代以来の伝統文明（国家体制、統治哲学、宗教、法制度、芸術文化）全てが齒の立たない外国文明。彼らとの共存は、なぜ自分たちの国家体制を不安定にするのか？
4. この両文明の間を仲介する中国人に対する中国側からの不信と猜疑の強さ（香港・台湾問題の源流）。
5. 両文明が対立する中での日本の立場（日中戦争への道）。


# 1 商標法をめぐる日英対立

- 1902年から1903年にかけてイギリス、アメリカ、日本政府が清朝中央政府との間で締結した通商航海条約に含まれた各条文は、どのように履行され、どの程度効果を上げることができたのか？その一例としての商標法の施行制定（中英通商航海条約第七条、日清通商航海条約第五条）
- イギリス政府が上海税関職員と上海の主要輸入商に起草させた草案（『商牌挂号章程』）と日本政府農商務省が指導して作成した草案（『商標註冊試辦章程』）のどちらを制定施行するかをめぐる対立。

# 1 商標法をめぐる日英対立

- 先使用主義の原則を採用した『商標掛号章程』か、それとも先登録主義の原則を採用した『商標註冊試辦章程』かをめぐる対立の歴史的背景
- 日本で商標登録を済ませていなかった西洋企業製品商標を模造し、日本国内で登録認定を済ませた商標を、中国でも西洋企業に先んじて登録認定することに成功すれば、それだけで西洋企業製品を中国市場から駆逐することが可能になる。





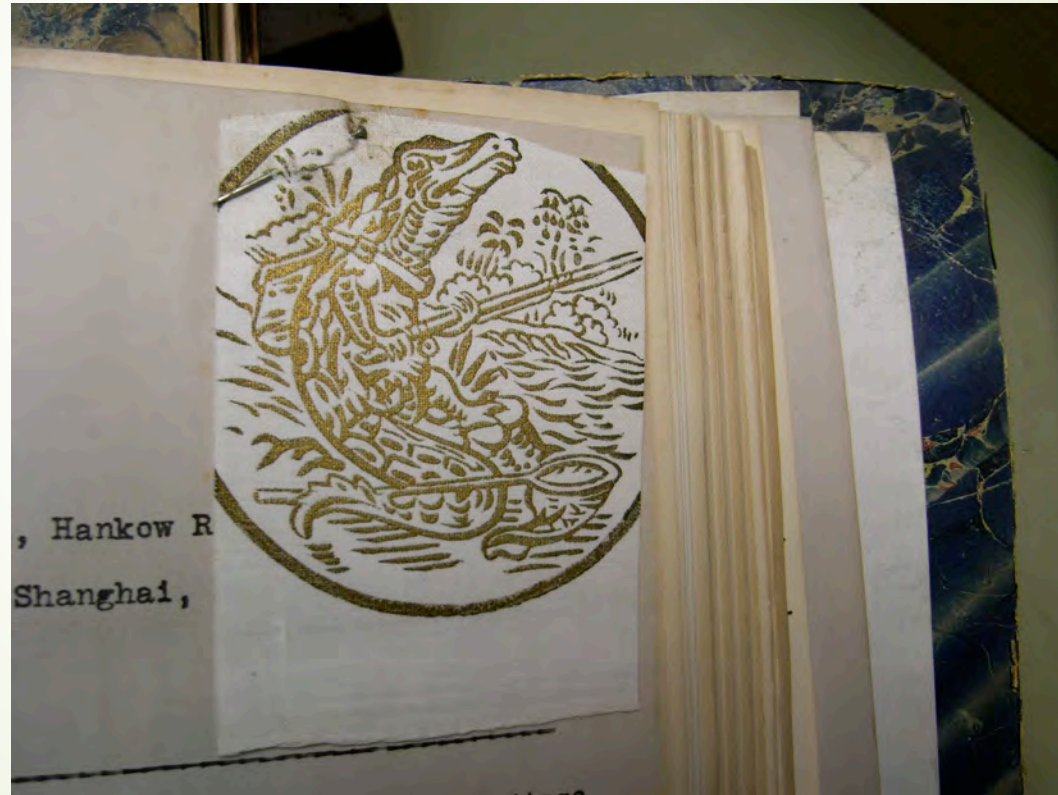
# 日本政府が『商標註冊試辦章程』に盛り込んだ方針

1. 『商標註冊試辦章程』施行前から、日本人が天津海関、上海海関に登録出願を提出済みの商標も、『商標註冊試辦章程』施行後に登録されたものと同ー扱いにする。
2. 『商標註冊試辦章程』施行以前に、日本国内で登録認定済みの商標についても、『商標註冊試辦章程』施行から六ヶ月間は、その施行と同一時点で登録出願したとすること。∴ 『商標註冊試辦章程』施行以前に日本人が出願していた日本国内登録認定済み商標と、『商標註冊試辦章程』施行後に登録出願した商標に、同等の出願優先権を留保しておくため。

## 『商標註冊試辦章程』への具体化

- 第二五条：本局（商標註冊局）が開設される以前から、（中英、中米、日清通商航海）条約の規定に照らして相互保護を受けるべく、暫定的な役所（天津海関、上海海関に仮設された商標註冊局）に登録申請済みの商標については、本局は、登録申請済みと認定する（一番目の方針に対応）。
- 第二六条：本局（商標註冊局）が開設される以前から、外国で既に登録済みの商標は、註冊局開局から六ヶ月以内に登録申請すれば、本局（商標註冊局）は最優先でその登録申請を受け付ける（二番目の方針に対応）

Sir Elkanah Armitage Sons & Co.  
の" Crocodile" 綿布商標の見本



Sir Elkanah Armitage Sons & Co.  
の"Crocodile"商標（左）と小西商会の「鱷  
印」商標（右）



# 1 商標法をめぐる日英対立

- イギリス側は、どうやって日本企業、政府の企みを見破り、これを阻止するためにどのような工作をしたのか？ その過程の一部始終がFO17に残されている。
- 第二六条の事例から。日本政府の意図を最初に見抜いたのは、ロンドンの法律事務所、Wilson Bristows & Carpmael法律事務所とその顧客であったPrice's Patent Candle Co. Ltd.（英商白礼氏洋燭公司）。

# 『商標註冊試辦章程』 第七條と第二六條の間の矛盾の指摘

- 第七條の一節：「既に外国〔日本〕で登録済み商標の場合は、その登録日から四ヶ月以内に〔中国で〕登録申請がなされたのであれば、外国〔日本〕での登録日付に遡って認可する」は、
- 第二六條の一節：「本局（商標註冊局）が開設される以前から、外国〔日本〕で既に登録済みの商標は、本局（商標註冊局）開局から六ヶ月以内に登録申請すれば、本局（商標註冊局）は最優先的でその登録申請を受け付ける」に抵触する。

# 『商標註冊試辦章程』 第七條と第二六條の間の矛盾の指摘

- 清朝政府は海外で登記済みの商標は、中国に於いても、申請が期限以内に済まされるならば、海外での登録申請日と同一期日で受け付けるというつもりなのか。こちらがそう解釈したとしても、第二六条は、そうだと明記していないし、「本局（商標註冊局）開局から六ヶ月以内」という登録優先期間では短すぎる。少なくとも二年間に延長すべきである。そもそも外国で商標登記手続きを済ませた者が、さらにそれから四ヶ月以内に中国で商標登記手続きを済ませれば、なぜそれより五十年以上前から中国で商標を使用していた者より優遇されなくてはならないのか（FO17/1724 Wilson Bristow & Carpmael to Price's Patent Candle Co. Ltd., Sep. 20, 1904.）

# 1 商標法をめぐる日英対立

- この指摘をきっかけに、日本政府に対して深い疑念を抱くようになったイギリス政府。これに続いて、イタリア、アメリカ、オーストリア＝ハンガリー、フランス、大韓帝国、ベルギー、オランダ各国公使が1904年10月30日までにイギリス政府に同調して『商標註冊試辦章程』実施延期を要求（FO17/1725 Ernest Satow to FO No. 376, Nov. 3, 1904; *ibid.*, FO to the Secretary to the Board of Trade, Nov. 5, 1904.）
- 日英関係は日露戦争中から悪化し始めていた。その一部始終を記録したファイル（FO17/1724～1727 1898 Oct. ～1905 Dec. Protection of Trade Marks Vols. 4）
- ∴日英同盟（1901～1921）に関する定説は修整されなくてはならない。



## 2 「治外法権」 制度の効果

- ▶ 「不平等条約」は、在華イギリス商人の貿易活動をどこまで保障していたのか？
- ▶ 「安心、安全な」交易取引に不可欠な条件（J. Hicks): 1 資本と商品（含労働力、知的財産）の排他的所有権の保障、2 契約履行を保障する機関
- ▶ 中国商人との取引契約履行を保障する機関（商事裁判所）は存在していたのか？

## 2 「治外法権」 制度の効果

- これも、中英通商航海条約第十二条で清朝中央政府に実施を約束させた問題。その直接のきっかけは、1883年恐慌後に上海と天津で起こった商事裁判。
- だが、在華イギリス商人は、1860年代から既に彼らが民事上の救済を得られるための国際法廷の設立、西洋式民商法典の編纂公布を清朝中央政府に要求するよう時のイギリス公使、R.オールコックに請願していた。

## 2 「治外法権」 制度の効果

- ▶ R.オールコックもこの請願を受け入れ、1869年に清朝中央政府との間でまとめた「オールコック協定」に盛り込んでいたにもかかわらず、在華イギリス商人は、その内容に大いに不満を抱き、本国財界を通じてイギリス議会議会を動かし、この協定の批准を拒否してしまった（1870）。
- ▶ なぜ、このような結末が起こったのか？ 解答となる情報。1867年に上海領事 Winchester がまとめた報告書（FO228/432 C. A. Winchester to Sir. R. Alcock, No. 7, Jan. 31, 1867）に記された二人の買辦：E-kee と A-fung（もしくは Shen Fen）。

## 2 「治外法権」 制度の効果

- 関連するFO17のファイル
- FO17/420 1865 Jan.-June To Mr. Wade, Sir F. Bruce and Sir R. Alcock
- FO17/445-452 1866 Jan.-Dec. To and From Sir. R. Alcock
- FO17/472-478 1867 Jan.-Dec. To and From Sir. R. Alcock



## 2 「治外法権」制度の効果

- ▶ FO17/494-501 1868 Jan.-Dec. To and From Sir. R. Alcock
- ▶ FO17/516-529 1869 Jan.-Dec. To and From Sir. R. Alcock
- ▶ FO17/546-549 1870 Sir. R. Alcock, Mr. Wade

## 2 「治外法権」 制度の効果

- ▶ FO17に残されていたC. A. Winchester 領事の Sir. R. Alcock公使宛の別の報告書が、このデータベース利用によってFO 17/475 Image 354-361に残されていることが発見できる。
- ▶ 1866年に全世界で起こった経済恐慌の煽りを受けて上海で発生した商事裁判が明るみに出した在華イギリス商人と中国商人の取引を仲介する「買辦」の法的地位の曖昧さ。これをどう解消するか？

# FO 17/475 Image 354-361

The screenshot displays the Gale Primary Sources interface for a document titled "From Sir R. Alcock". The document is dated April-June, 1867, with manuscript number FO 17/475. It is part of the "Imperial China and the West part I, 1815-1881" archive, sourced from The National Archives (Kew, United Kingdom) and the collection "Foreign Office: Political and Other Departments: General Correspondence before 1906, China".

The interface includes a search bar at the top with the text "Search..." and a search icon. Below the search bar, there are icons for "Cite", "Send to...", "Download", "Print", and "Get Link".

The document title "From Sir R. Alcock" is prominently displayed. Below it, the date, manuscript number, archive name, and source library are listed. The "EXPLORE" sidebar on the left offers options for "Views" (Document Image, Plain Text (OCR)), a search box containing "middlemen", and "Allow variations". It also shows "SEARCH TERM HITS" (362 365 366) and "Related Subjects". A "Notes" section lists four items related to despatches and land sales.

The main content area shows a handwritten document image. The text is in cursive and includes a circular stamp that reads "RECEIVED AUG 01 1867". The handwriting discusses the "welfare of the despatch" and mentions "middlemen" and "land sales". There are also handwritten notes in the left margin, including "Alcock on Canton - Sir R. Alcock" and "Alcock on Canton - Sir R. Alcock".

# FO 17/475 Image 358

**GALE PRIMARY SOURCES** China and the Modern World

Search... Advanced Search

**From Sir R. Alcock**  
Date: April-June, 1867 Manuscript Number: FO 17/475 Archive: Imperial China and the West part I, 1815-1881  
Source Library: The National Archives (Kew, United Kingdom) Collection: Foreign Office: Political and Other Departments: General Correspondence before 1906, China

**EXPLORE**

VIEWS  
 Document Image  
 Plain Text (OCR)

compradore or middleman or middlemen

Allow variations

SEARCH TERM HITS  
279 347 354 355 356 357 358 362 365 366 367

**Related Subjects**

**Notes**

Items:

1. Despatch Number 54: Assistance to Be Afforded by Consul Robertson to the Provincial Authorities at Canton in Purchasing Steam Vessels for the Suppression of Piracy. Page 1. View Item
2. Despatch Number 56: Receipt of Despatches. Page 9. View Item
3. Despatch Number 57: Chefoo Stationery indent for 1868. Page 12. View Item
4. Despatch Number 58: Land Sales at Shanghai, Distribution of the Gratuity to Consular Officers. Page 15. View Item

1-477 / 358 Go

firm entered with the foreign merchant a commission to his **compradore** a sort of fee to engage them to conspire against the merchants.

319

It is not necessary to enter into the particulars of the case which have been the subject of the petitions addressed to the Service; but it may be useful to describe them briefly, as illustrations of the foregoing views.

Page 1. Here a **compradore** actually trading on his own account gave petitions orders for Security bonds of opium, receiving the money & absconding with the same weight. The foreign firm which was held liable as having formerly traded in opium & not notified their



# FO 17/475 Image 361

GALE PRIMARY SOURCES China and the Modern World

Search... Advanced Search

Cite Send to... Download Print Get Link

**From Sir R. Alcock**  
Date: April-June, 1867 Manuscript Number: FO 17/475 Archive: Imperial China and the West part 1, 1815-1881  
Source Library: The National Archives (Kew, United Kingdom) Collection: Foreign Office: Political and Other Departments: General Correspondence before 1906, China

**FULL CITATION**

**Title**  
From Sir R. Alcock

**Date**  
April-June, 1867

**Language**  
English

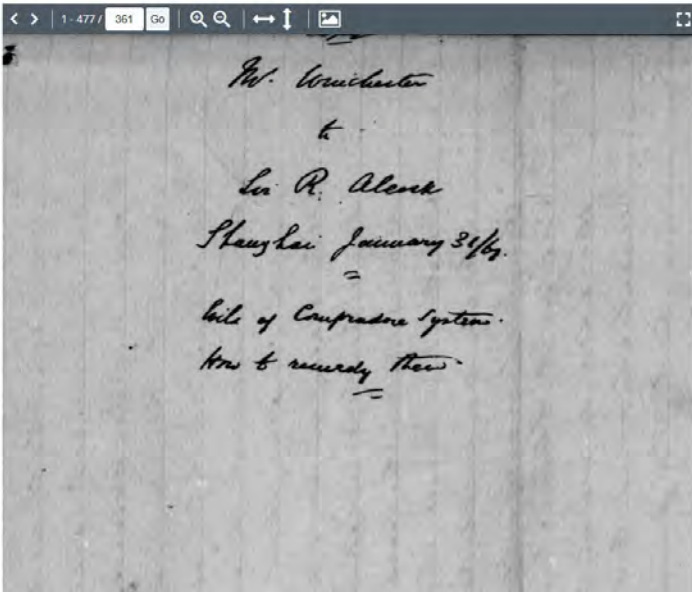
**Document Type**  
Correspondence

**Manuscript Number**  
FO 17/475

**Source Library**  
The National Archives (Kew, United Kingdom)

**Copyright Statement**  
Images reproduced by courtesy of The National Archives, London, England, www.nationalarchives.gov.uk

**Gale Document Number**  
GALE | CSLGKIB01415210



## 2 「治外法権」 制度の効果

- E-keeとShen Fenに共通する行動パターン：雇い主である在華イギリス商人に無断で雇い主の資産を担保に第三者から融資を受けるか、あるいは雇い主を支払人とした手形で輸出商品を買付け続け、輸出取引契約が破綻すると、その支払い責任を在華イギリス商人に押しつける。

### 3 在華西洋人はなぜ嫌われたのか

- 中国外交史上最大の失策となった義和団事変はなぜ起きたのか？ 直接のきっかけは山東省での大干ばつをきっかけとする環境難民の大量発生だが、似たようなことは、これ以前にも以後にも頻発。
- 環境難民が増幅させた排外暴動（反キリスト教暴動）と茶と生糸に代表される輸出貿易衰退との因果関係を解明する必要性。

### 3 西洋人の「仲介者」はなぜ嫌われたのか

- ▶ 1891年から1892年にかけて長江流域各地で発生したキリスト教教会、宣教師、修道女を襲撃対象とした暴動：主体は、秘密結社哥老会による組織的破壊工作。彼らの大半は、失業した旧式航運業者、運送業関係者、曾国藩率いる湘軍の兵士で、曾国藩死後湘軍解散によって武器を持ったまま路頭に迷った元兵士。そのためか、宣教師、修道女からの救援要請を受けた清朝政府官憲が消極的態度しか取らなかった。

### 3 西洋人の「仲介者」はなぜ嫌われたのか

- ▶ 1860年代以降にかけて西洋諸国によって「開港」を強制され長江各地にイギリスの海運会社（ジャーディン・マセソン商会、バターフィールドスワイア商会など）の汽船が定期便として運航するようになっていた。1880年代以来中国の貴重な外貨収入源であったこの地域で産出された茶と生糸の輸出量が激減に転じた結果、この地域に大量の失業者が生まれていたこと。

### 3 西洋人の「仲介者」はなぜ嫌われたのか

- ▶ 太平天国・捻軍鎮圧後、疲弊した農村社会に布教に赴き、困窮した農民から安く土地不動産を譲り受け、中国人地主の下にいるよりも遙かに好条件で小作人になれていた農民とその家族をを中心とする信徒（教民）の増加が、地元の地主、官僚層の反発を引き起こしていた。
- ▶ 教民に対するデマの流行：「宣教師が子どもを誘拐し、薬や銀を作るために目をくりぬいている」（蒲豊彦「長江流域教案と“子ども殺し”」森時彦編『長江流域社会の歴史景観』〔京都大学人文科学研究所、2013年〕所収）

### 3 西洋人の「仲介者」はなぜ嫌われたのか

- ▶ カトリック信者になることで在華カトリック教会の保護を受け、同時に地方官からも安徽省碭山縣東端にある劉堤頭という大きな湖地を持つ劉蓋臣という地主が、同じく劉堤頭に三〇～四〇頃土地を所有する碭山縣の地主、龐三傑の土地を奪おうとして、嫌がらせに元盗賊を含む大勢の「教民」（キリスト教信者）を繰り出して、龐三傑の育てた麦を刈り取ってしまったことに端を発する事件（三石善吉『中国 一九〇〇年:義和団運動の光芒』中公新書 一九九六年）。

### 3 西洋人の「仲介者」はなぜ嫌われたのか

- ▶ 龐三傑は山東省の大刀会に援助を求め、これに基づいて、大刀会は教会を襲撃し、官軍と衝突。
- ▶ 輸出貿易衰退によって大量の失業者が生じると、なぜ排外暴動が頻発、拡大したのかはまだ未解明。
- ▶ 事件に関する報告が残されているFO17のファイル：  
FO17/1126: some reports on a riot that happened in Wuhu, Anhui Province against the French Catholic mission, leading to property destruction.



### 3 西洋人の「仲介者」はなぜ嫌われたのか

- ▶ 1891～95年にかけて中国各地で起こった排外暴動の一部始終を記録した（"Anti Foreign Riots"）と題するファイル。
- ▶ 1891年：FO17/1126-1129
- ▶ 1892年：FO17/1146-1149
- ▶ 1893年：FO17/1171-1172
- ▶ 1894年：FO17/1227
- ▶ 1895年：FO17/1260-1264

### 3 西洋人の「仲介者」はなぜ嫌われたのか

- ▶ 先進資本主義諸国の価値観にもとづいて「救済」を試みても、救助対象となれる中国人はごく少数。しかも、救済された中国人全てが「気の毒な善人」とは限らない。西洋宣教師との「関係」を利用している元盗賊も含まれていた。
- ▶ 「救済」対象とならなかった多くの中国人には、さらに厳しい迫害、負担増加が待っている。
- ▶ 言葉の通じない外国人を自分たちと同じ人間だと信じられなくする印象操作を行って隔離する。→排外民族主義の横行。

## 三つの主題から浮かび上がる真実

1. イギリスは、軍事力を行使して清朝政府に締結させた条約にもとづく「治外法権制度」によって中国を思い通りに支配できていたわけではなかった。
2. 「治外法権制度」を利用し、旧中国の国家体制、社会経済を急速に不安定化させていたのは、在華イギリス商人、教会の資産、条約上の権利を自らの生命財産保護手段に利用していた中国人。

## 三つの主題から浮かび上がる真実

- その具体例：1. 中国人が債権者、イギリス人が債務者になった商事紛争だと必ずイギリス側が債権を取り立てられるが、中国人が債務者、イギリス人が債権者だと、大抵イギリス人が泣き寝入りさせられる。
- その具体例2. 西洋人宣教師の保護救済対象となった中国人を必ず「裏切り者」に仕立て上げるか、あるいは西洋諸国を恐ろしい侵略者扱いするデマ情報（フェイクニュース）の拡散。



## 三つの主題から浮かび上がる真実

1. 中英関係の真実を見落とし、イギリスの地位に成り代わろうと企んだ日本（日露戦争以降）。
2. 西洋諸国との対立が抜き差しならぬ関係に陥ると、中国に利用され、捨てられた日本（日露戦争以前、そして現在にも共通）。
3. 自分たちが中国によってどのように利用されているのかわからず、イギリスの立場に取って代わろうと企んで亡国の道を歩んだ日本の最初の一步（21カ条要求）。